

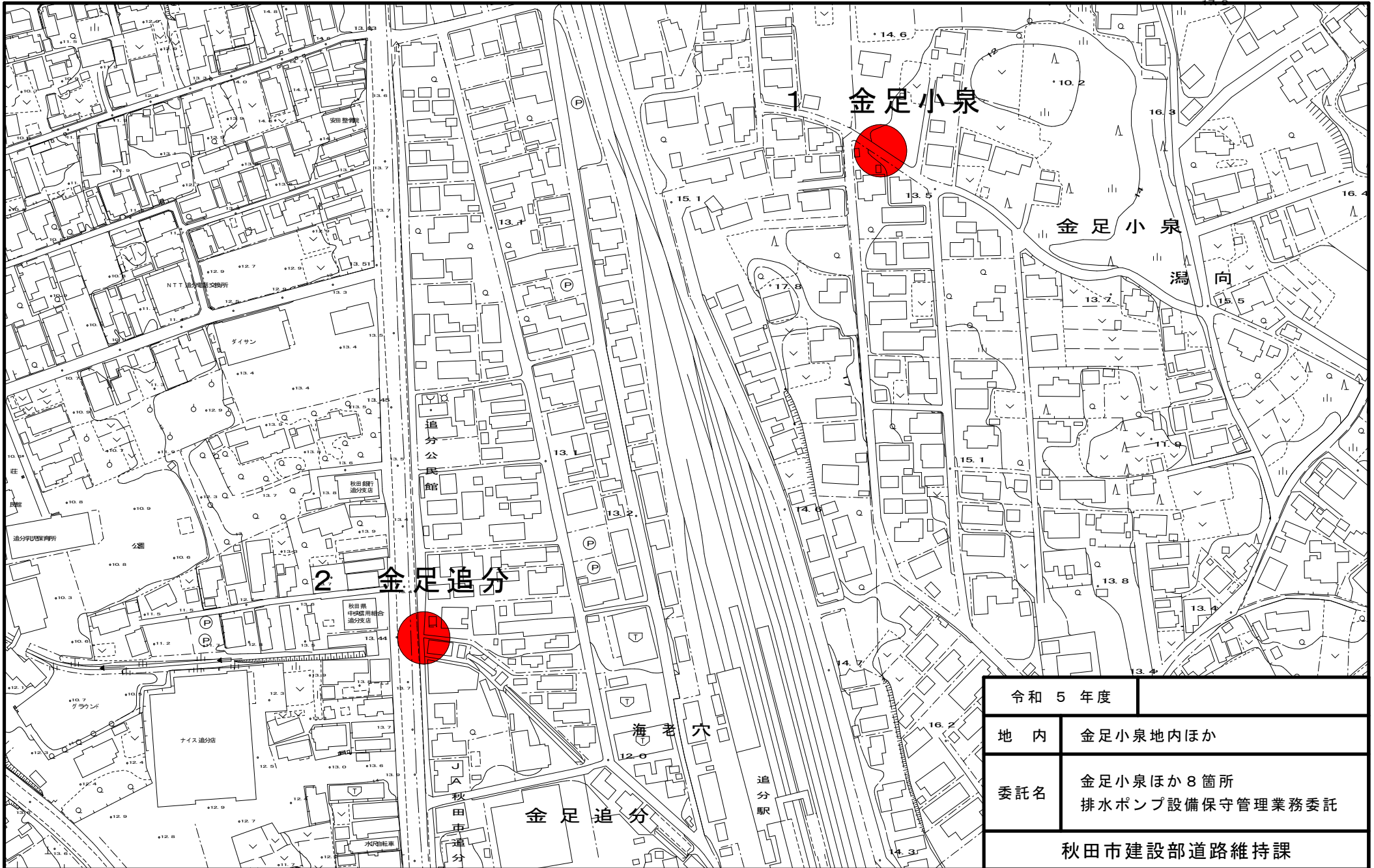
# 設 計 書

工 種	道 管
工事番号	第18号

課 長	主席 主査	担 当	担当 リーダー	設計担当者 道路維持課 橋りょう 担当 内 線 ( ) 主任	印
--------	----------	--------	------------	--------------------------------------	---

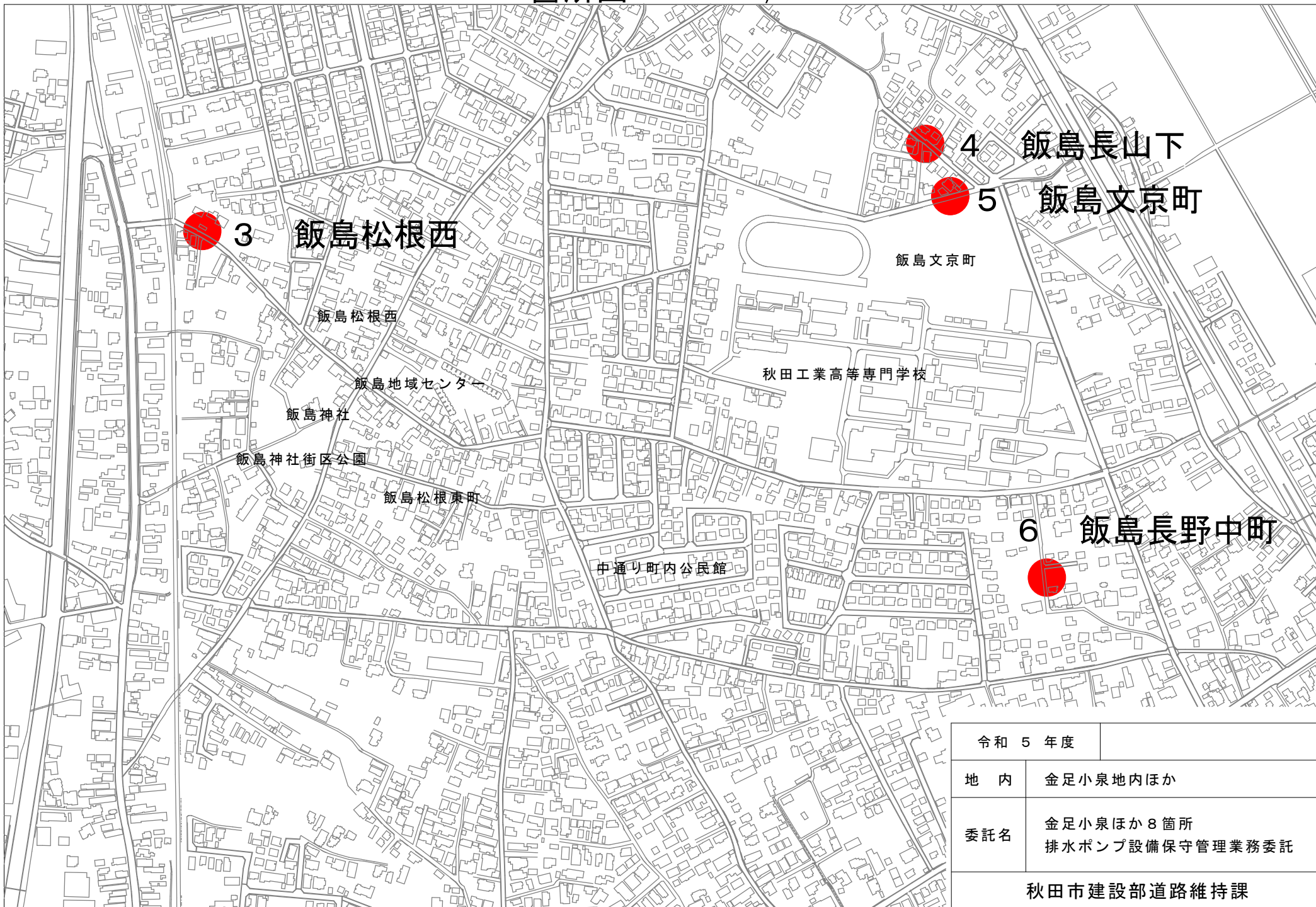
年 度	令 和 5 年 度	作 成 年 月 日	令 和 5 年 12 月 27 日
委 託 名	金足小泉ほか8箇所 排水ポンプ設備保守管理業務委託	委 託 概 要	
委 託 位 置	金足小泉地内ほか	排水ポンプ設備保守管理一式	
設 計 金 額		【単年契約】	
財 源 区 分	国 補 ・ 県 補 ・ [市 単]		
委 託 期 間	令和 6 年 4 月 1 日 から		
	令和 7 年 3 月 31 日 まで		

箇所図 S=1:2,500

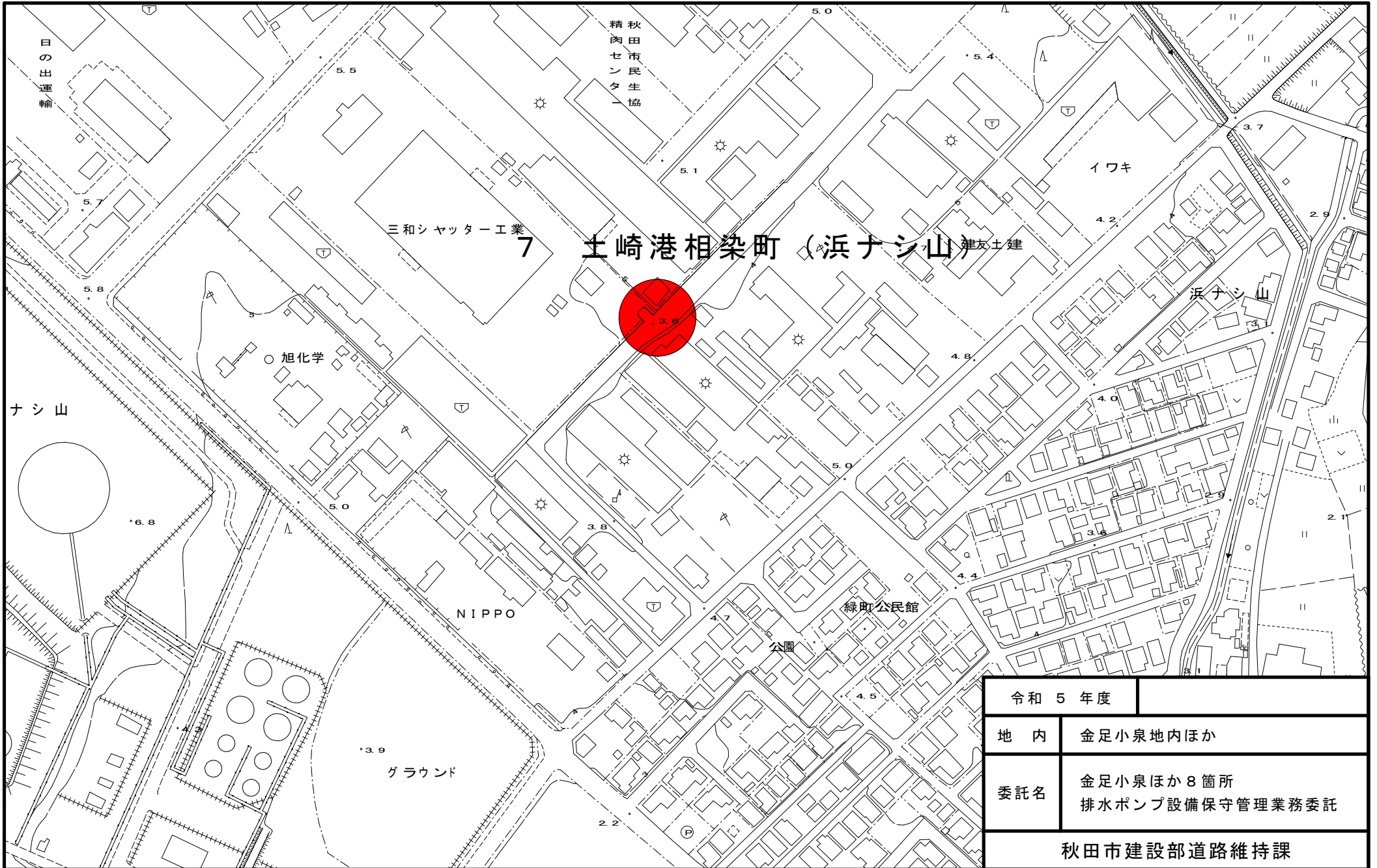


令和 5 年度	
地 内	金足小泉地内ほか
委託名	金足小泉ほか 8 箇所 排水ポンプ設備保守管理業務委託
秋田市建設部道路維持課	

# 箇所図 S=1 : 5, 000

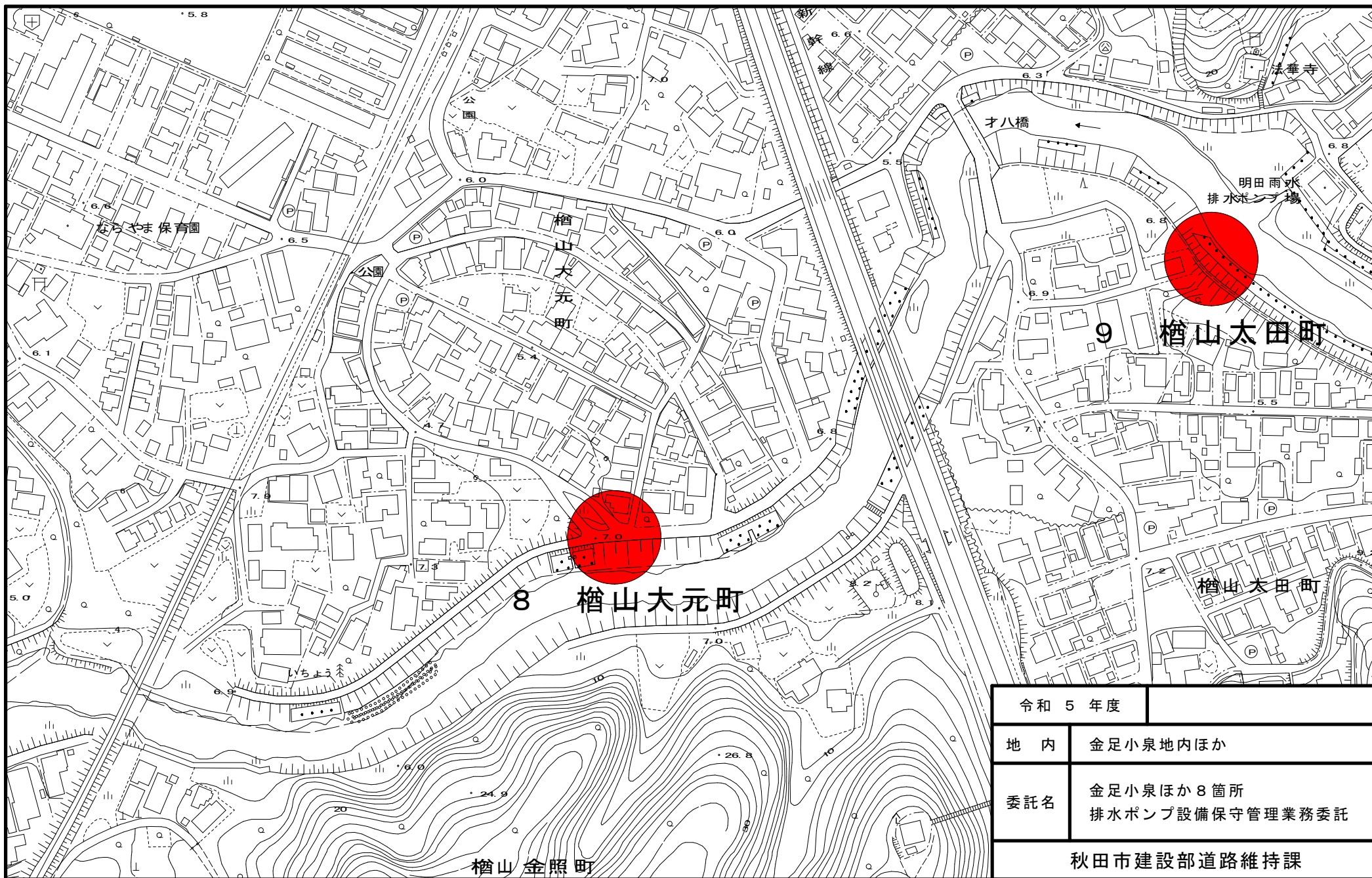


箇所図 S=1:2,500



令和 5 年度	
地 内	金足小泉地内ほか
委託名	金足小泉ほか 8 箇所 排水ポンプ設備保守管理業務委託
秋田市建設部道路維持課	

# 箇所図 S=1:2,500



令和 5 年度	
地 内	金足小泉地内ほか
委託名	金足小泉ほか 8 箇所 排水ポンプ設備保守管理業務委託
秋田市建設部道路維持課	

# 金足小泉ほか8箇所排水ポンプ設備保守管理業務委託仕様書

## 1 適用範囲

この仕様書は、秋田市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する、金足小泉ほか8箇所排水ポンプ設備（以下「当該設備」という。）保守管理業務委託契約に基づく委託業務に適用する。

## 2 目的

当該設備および付属する装置について点検を行い、当該設備を安全で良好な状態に保つことを目的とする。

## 3 委託期間

本業務の委託期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

## 4 対象物および設置場所

別紙一覧表のとおり

## 5 業務内容および実施時期

乙の業務内容および実施時期については次のとおりとする。

### (1) 月次点検

当該設備の点検は次の各号により実施すること。

#### ア 分電盤

- (ア) 絶縁抵抗の測定
- (イ) 電圧・電流値の測定
- (ウ) 遮断器の動作試験
- (エ) 表示灯の確認
- (オ) 開閉器のネジの締付

#### イ 制御装置

- (ア) 動作試験
- (イ) 制御器本体のネジ締付
- (ウ) 検出部および支持金具等の清掃
- (エ) 制御ケーブルの損傷の有無

#### ウ ポンプ等

- (ア) 異常音、振動の有無
- (イ) 吸込口のゴミの有無
- (ウ) 各ボルト、ネジの締付
- (エ) ゴムホースの破損の有無
- (オ) リードケーブルの破損の有無

(カ) フロートスイッチ、電極棒の汚れの除去

(キ) 動作試験

エ ピット等

(ア) ピット内のゴミの除去

(イ) ピット内の土砂量の測定

(ウ) 流入口、流出口の確認および清掃

オ 自動通報装置

通信状況に不備等がないか確認を行うこと。

カ その他

施設周囲の接続側溝及び管渠等に異常等がないか確認を行うこと。

(2) 年次点検

当該設備の点検は次の各号により実施すること。

ア 水中ポンプを吊上げて取外し、本体清掃、軸受オイル交換、動作試験、その他必要な試験を実施し、点検完了後再設置すること。

(3) 実施時期

月次点検については、毎月第4週内に1回実施することとし、年次点検については、5月から7月までの期間内に1回実施すること。なお、年次点検を実施した月は、月次点検を実施しないものとする。

(4) 自動通報装置からの受信および送信設定

各自動通報装置からの通報を直接受信し、緊急対応が必要と判断される場合については、本仕様書の「緊急時の措置」の定めによるものとする。また、乙の都合による送信先の変更については、甲と協議し、乙が実施すること。

(5) その他

上記に定めのない点検の実施および時期については、甲乙協議のうえ別途定めるものとする。

## 6 実施計画書

乙は、委託契約締結後、次の事項を明記した実施計画書を作成し、速やかに甲に提出すること。

(1) 委託業務期間内の全業務実施予定日

(2) 責任者および業務従事者等の緊急連絡体制

## 7 業務完了報告書の提出

乙は、業務完了報告書を、各業務を実施した翌月の5日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等でない日）まで甲に必ず提出すること。提出書類は、業務完了報告書、業務日誌のほか、業務内容がわかる写真（作業前、作業中および作業後）、その他必要書類を添付すること。

## 8 経費の負担区分

本業務の実施に際し、必要な機器類、油脂類および損耗雑品等、また、点検に必要な専門員、技術員等に係わる経費、その他軽微な修理費等については乙の負担とする。

## 9 緊急時の措置

- (1) 乙は、緊急時、その状況を遅滞なく甲に報告し、対応方法について書面で協議すること。
- (2) 乙は、甲が必要と認める作業を速やかに実施すること。
- (3) 乙が必要と判断した部品の交換又は修理は、甲乙協議のうえ乙が実施するものとし、乙は、完了後速やかに甲に報告すること。この場合生じた費用は別途算出し、甲の負担とする。



## 本工事費内訳書

委託名	金足小泉ほか8箇所排水ポンプ設備保守管理業務委託				事業区分 工事区分	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	適用
保守管理業務						
排水ポンプ保守管理業務		式	1			
金足小泉	7.5k W*2台 通報装置	式	1			
金足追分	1.5k W*2台	式	1			
飯島松根西	5.5k W*2台	式	1			
飯島長山下	1.5k W*2台 通報装置	式	1			
飯島文京町	7.5k W*1台	式	1			
飯島長野中町	7.5k W*2台	式	1			
土崎港相染町（浜ナシ山）	5.5k W*2台 通報装置	式	1			
檜山大元町	22kW*1台	式	1			
檜山太田町	22kW*1台	式	1			
直接委託費		式	1			
諸経費		式	1			
委託価格		式	1			千円未満切捨て
消費税額		式	1			
委託費計		式	1			

# 明細書

委託名 金足小泉ほか8箇所排水ポンプ設備保守管理業務委託					事業区分		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	適用
金足小泉		7.5 k W*2台 通報装置	式	1			
月次点検			回	11			
年次点検			回	1			
雑材消耗品			式	1			
金足追分			1.5 k W*2台	式	1		
月次点検		回		11			
年次点検		回		1			
雑材消耗品		式		1			
飯島松根西		5.5 k W*2台		式	1		
月次点検			回	11			
年次点検			回	1			
雑材消耗品			式	1			

# 明細書

委託名 金足小泉ほか8箇所排水ポンプ設備保守管理業務委託					事業区分 工事区分	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	適用
飯島長山下	1.5k W*2台 通報装置	式	1			
月次点検		回	11			
年次点検		回	1			
雑材消耗品		式	1			
飯島文京町	7.5k W*1台	式	1			
月次点検		回	11			
年次点検		回	1			
雑材消耗品		式	1			
飯島長野中町	7.5k W*2台	式	1			
月次点検		回	11			
年次点検		回	1			
雑材消耗品		式	1			

# 明細書

委託名 金足小泉ほか8箇所排水ポンプ設備保守管理業務委託					事業区分 工事区分	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	適用
土崎港相染町（浜ナシ山）	5.5 k W*2台 通報装置	式	1			
月次点検		回	11			
年次点検		回	1			
雑材消耗品		式	1			
檜山大元町	22 k W*1台	式	1			
月次点検		回	11			
年次点検		回	1			
雑材消耗品		式	1			
檜山太田町	22 k W*1台	式	1			
月次点検		回	11			
年次点検		回	1			
雑材消耗品		式	1			
計						

金足小泉ほか8箇所排水ポンプ設備保守管理業務委託 排水ポンプ一覧表

No	設置箇所		型式	メーカー名	電圧 (V)	出力 (kw)	定格電流 (A)	口径 (mm)	吐出力 (m3/min)	製造年度
1	金足小泉	No.1	CVS100-P100	新明和工業(株)	200	7.5	30.0	100	1.00	2021
		No.2	CVS100-P100	新明和工業(株)	200	7.5	30.0	100	1.00	2021
2	金足追分	No.1	CVS651-P65	新明和工業(株)	200	1.5	6.8	65	0.42	2021
		No.2	CVS651-P65	新明和工業(株)	200	1.5	6.8	65	0.42	2021
3	飯島松根西	No.1	CN100	新明和工業(株)	200	5.5	24.5	100	0.90	2020
		No.2	CN100	新明和工業(株)	200	5.5	24.5	100	0.90	2020
4	飯島長山下	No.1	TOS80B41.5-53	(株)鶴見製作所	200	1.5	7.2	80	0.40	2022
		No.2	TOS80B41.5-53	(株)鶴見製作所	200	1.5	7.2	80	0.40	2022
5	飯島文京町	No.1	200DL57.5	(株)荏原製作所	200	7.5	31.0	200	3.90	2021
6	飯島長野中町	No.1	CN100	新明和工業(株)	200	7.5	33.0	80	1.40	2022
		No.2	CN100	新明和工業(株)	200	7.5	33.0	80	1.40	2022
7	土崎港相染町	No.1	CVC1001	新明和工業(株)	200	5.5	24.5	100	1.20	2021
		No.2	CVC1001	新明和工業(株)	200	5.5	24.5	100	1.20	2021
8	檜山大元町	No.1	CP2001-P	新明和工業(株)	200	22.0	87.0	200	4.00	2019
9	檜山太田町	No.1	CP2001-P	新明和工業(株)	200	22.0	87.0	200	4.00	2020